

第7回税理士実態調査にご協力ください



# 四国税理士会報

第458号  
2024.4.10

●発行所 / 四国税理士会  
高松市番町2-7-12  
電話 087(823)2515(代)

●発行人 / 浜崎 友二  
●編集人 / 秋山 千枝  
●ホームページ / <https://www.shikoku-zei.or.jp>



栗林公園の夜桜

撮影者 高松支部 石川 寛記

## 主な記事

部・委員会だより ～業務対策部～  
税理士記念日行事特集  
成年後見実務研究会の開催



あなたの暮らしのそばにいる

四国税理士会



ホームページのQRコードはこちら

# 税の広場

## 給与所得者に係る定額減税について

### 1. 定額減税の対象となる方

令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除の適用を受けることができる方は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方（給与収入のみの方の場合、給与収入が2,000万円以下（注）である方）です。

（注）子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける方は、2,015万円以下となります。

### 2. 定額減税額

特別控除の額は、次の金額の合計額です。ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。

- |                                       |         |
|---------------------------------------|---------|
| （1）本人（居住者に限ります。）                      | 30,000円 |
| （2）同一生計配偶者または扶養親族（いずれも居住者に限ります。）1人につき | 30,000円 |

### 3. 定額減税の実施方法

令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与を含むものとし、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している勤務先から支払われる給与等に限ります。）につき源泉徴収をされるべき所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）の額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。これにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後、令和6年中に支払われる給与等につき源泉徴収されるべき所得税等の額から順次控除されます。

なお、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載した事項の異動等により、特別控除の額が異動する場合は、年末調整により調整することとなります。

### 4. 定額減税に関する国税庁資料

- （1）国税庁 HP「定額減税 特設サイト」
- （2）国税庁 HP「定額減税の概要」
- （3）給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた
- （4）令和6年分所得税の定額減税 Q&A
- （5）源泉所得税関係様式

※定額減税に関する最新の情報は、国税庁ホームページに随時掲載されます。

国税庁 HP より引用

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm?v=546>

# 四国税理士共済会事業



## 税理士報酬専用商品 報酬口座振替システム

### ご利用料金

項目	ご利用料金(別途消費税)
基本手数料(月額)	1契約(1振替日)につき <b>2,000円</b>
委託手数料	請求1件につき <b>110円</b>

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

### 簡単で使いやすい

インターネットによるデータ入力で臨時報酬にも対応可能です。

報酬額に対する源泉税額・消費税額の自動計算機能を搭載

振替日は8日、22日のどちらかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

NSSより朗報です

- 報酬口座振替システムを「ご利用中or新規ご加入」の事務所を対象とした「関係法人用一般Eタイプ」のお取扱いを開始!
- 会員が役員である「会計法人・コンサルティング」などの法人がご利用いただけます。
- 当商品は上記報酬口座振替システムと同じ割安な料金設定!【基本手数料 2,000円+請求1口座につき 110円】

### 関与先さま向け

## 口座振替利用先紹介制度

- ご紹介先が口座振替をご利用いただいた場合は、会員さまに2万円の紹介手数料をお支払いいたします。
- ご利用開始3ヵ月目の請求口座数が100口座以上の場合、会員さまにさらに2万円の紹介手数料を追加支払いいたします。

### ご利用料金

請求1回あたり	ご利用料金(別途消費税)
100口座未満の場合	<b>7,500円+35円×請求口座数</b>
100口座以上の場合	<b>110円×請求口座数</b>

### ご利用例 (別途消費税)

請求口座数	ご利用料金	1口座あたり
30	<b>8,550円</b>	<b>285円</b>
50	<b>9,250円</b>	<b>185円</b>

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

このような業種の皆さまによくご利用いただいています!



振替日は8日、22日、27日のいずれかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

資料のご請求はスマホでもOK!

※ご契約にあたって日本システム収納による所定の審査があります。



制度運営者  
四国税理士共済会  
〒760-0017 高松市番町2丁目7番12号  
TEL(087)823-2515

お問合せ先  
〔委託先会社〕  
大同生命グループ  
**NSS 日本システム収納株式会社**  
大阪本店 〒564-8523 大阪府吹田市江坂町1-23-101 大同生命江坂ビル  
TEL:06-6386-8526

新規お問合せ専用フリーダイヤル  
**0120-700-676**  
フリーダイヤル (平日9:00~12:00, 13:00~17:00)

日本システム収納